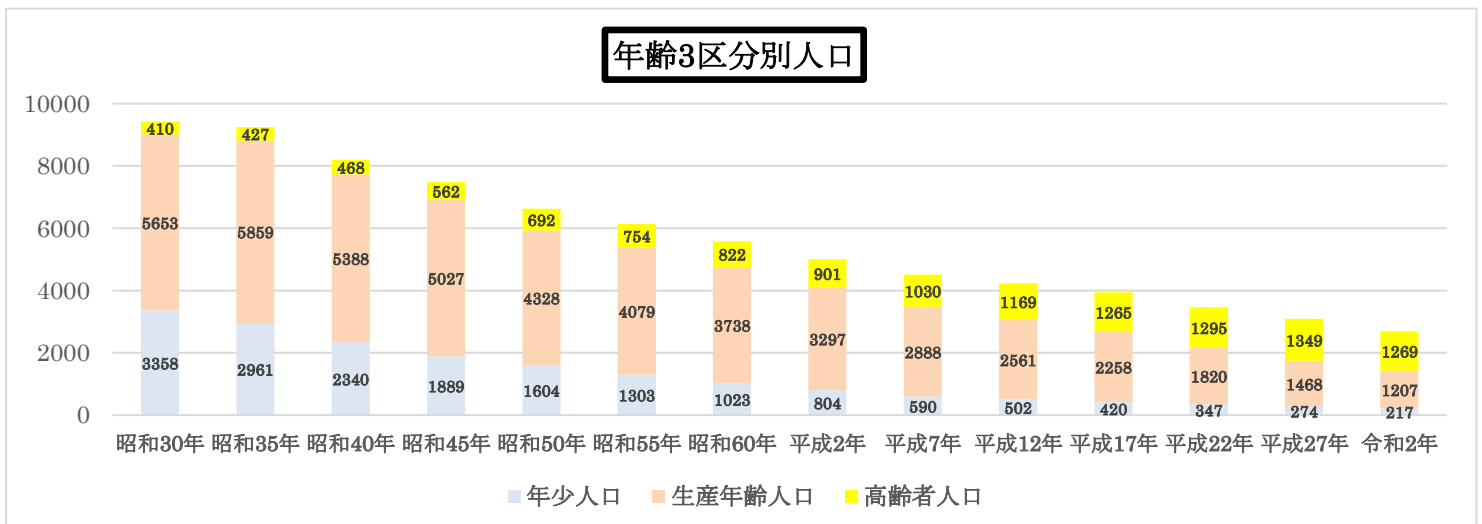
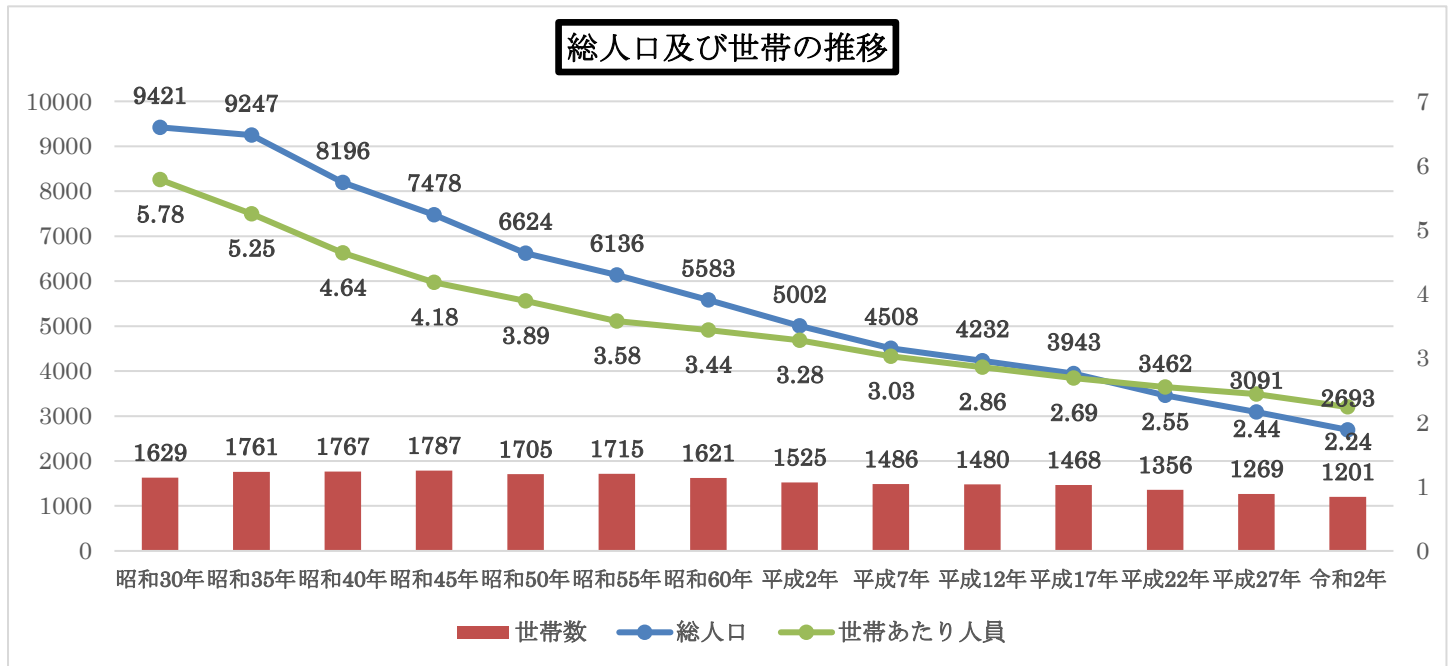


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

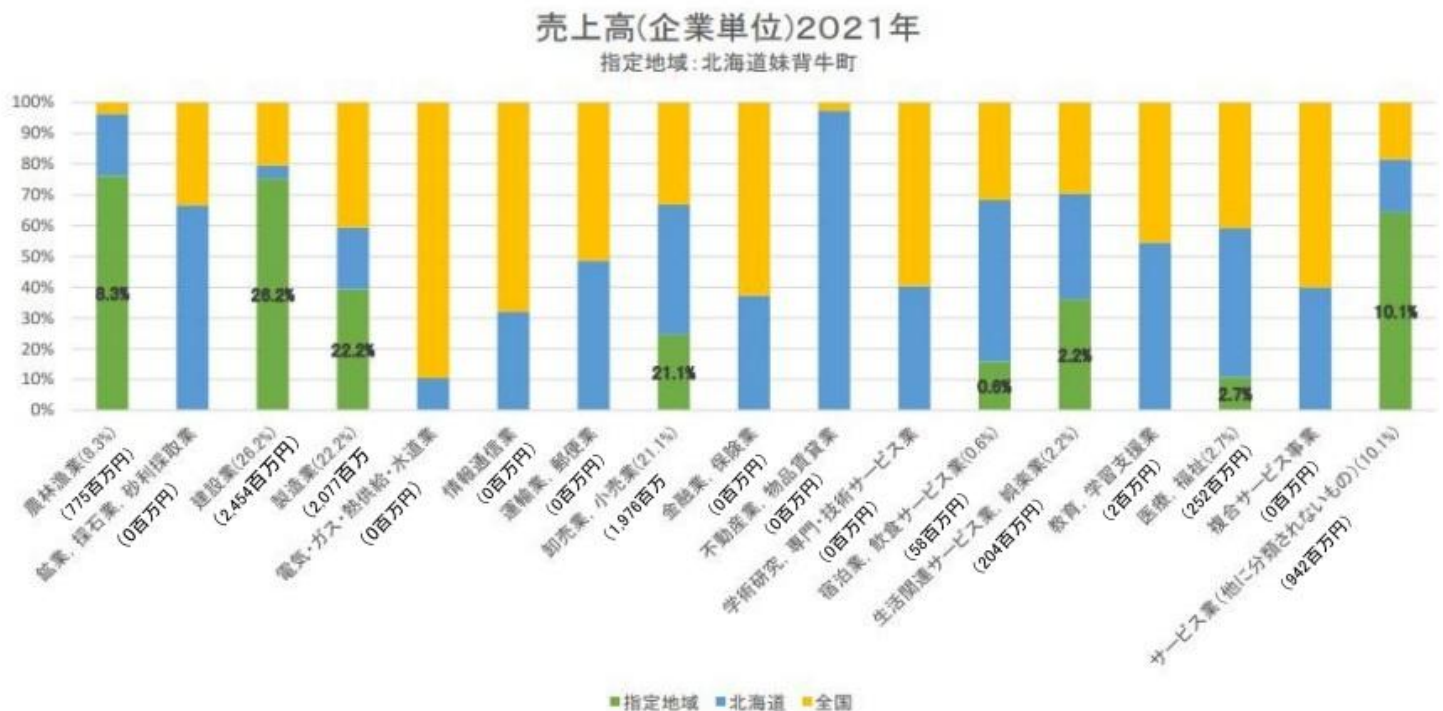
妹背牛町の人口は、1955 年（昭和 30 年）の 9,421 人をピークに年々減少傾向が続いており、2020 年（令和 2 年）の国勢調査では、2,693 人となり 2023 年（令和 5 年）4 月 1 日現在の住民基本台帳人口では 2,674 人まで減少している。また、人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、少子高齢化の傾向が顕著に見られる。世帯数は、1970 年（昭和 45）までは概ね増加傾向だったが 1980 年（昭和 55 年）から減少傾向で、2020 年（令和 2 年）の国勢調査では 1,201 世帯となっている。世帯あたり人員は、昭和 30 年の 5.78 人から 2020（令和 2 年）には 2.24 人まで減少しており、核家族化が進行している。



本町の産業構造は、第 1 次産業の農業が基幹産業であり、2020 年（令和 2 年）の農業算出額（推計）は約 34 億 9 千万円となっている。専業農家を主体に 216 戸が、恵まれた諸条件を生かし、町の全体面積の 70%を越える 3,440ha の広大な農地で、水稻を基幹としており、「米」は農業産出額（推計）の 83.5%を占め、道内有数の穀倉地域である。

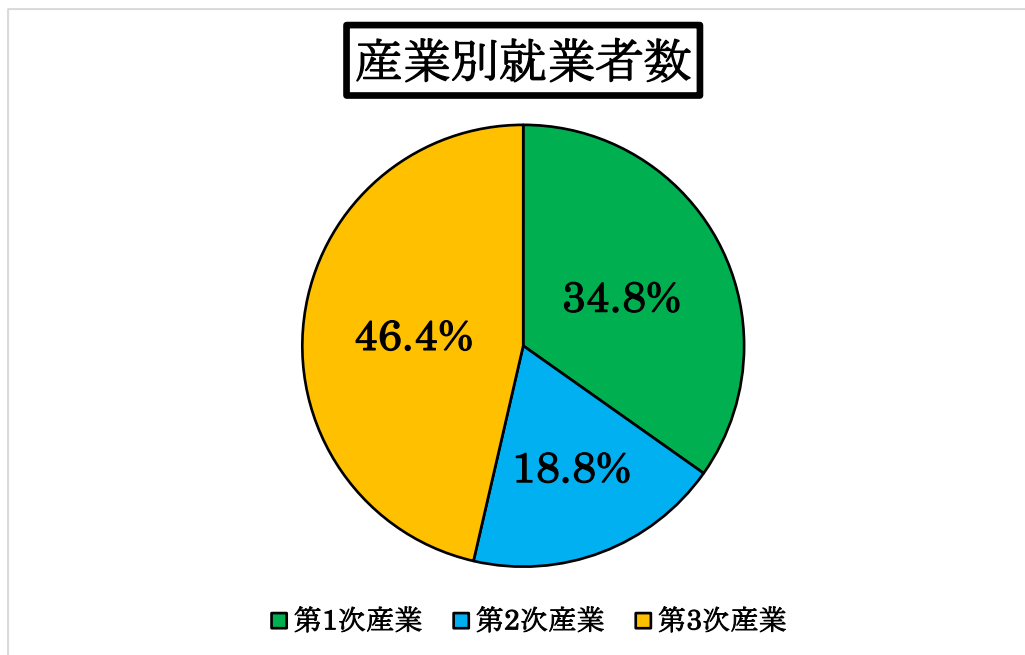
第 2 次産業では、袋製品、鋳物などの製造業や土木・建設業を主体としており、特に銑鉄鋳物製造業が 2 社あることは、人口規模からは稀有であり、他の製造業も含めた製造品出荷額（地域経済分析システム 2021 データ）は 93 億 63 百万円と、町全体の生産額を支えている。

小売・サービス業を主体とする第三次産業は最も就業者数が多く、地方創生の一環として人口減少対策を講じる上で重要な産業といえる。



（出典：RESAS（産業構造マップ＞全産業＞全産業の構造＞売上高 2021 年）

また、産業別就業者数は第 1 次産業が 34.8%、第 2 次産業が 18.8%、第 3 次産業が 46.4%で構成（令和 2 年国勢調査）されている。全ての産業での就業者数が年々減少している状況にあって、担い手不足や高齢化が一段と深刻化するなど、町全体の過疎化により地域活力が低下していることから、地域経済を支える産業の振興が重要になっている。



(出典：令和2年国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局）)

(2) 目標

妹背牛町の人口減少と高齢化は年々深刻化を増し、すべての産業において労働状況に変化をもたらし、就労者年齢も高齢化している状況にある。

そのため町内事業者においては、従事者の減少や高齢化の解消、労働生産性を向上させると共に付加価値を高め、さらには次世代の担い手にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

妹背牛町の産業は、農業、建設業、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

妹背牛町の産業は、町内に点在して立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

妹背牛町の産業は多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月12日～令和9年7月11日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。